

宮城県高等学校文化連盟会計規程

宮城県高等学校文化連盟規約第23条により会計規程を次のとおり定める。

第1条 会費は下記のとおりとする。

一校あたり、生徒数×400円とする。定時制・通信制ならびに特別支援学校高等部については、生徒数×200円とする。納期は毎年5月末日までとする。ただし、新規加盟の場合加盟時を納期とする。

第2条 上部団体への負担金は、当該団体の規程による金額を加盟金として納入する。

第3条 全国高等学校総合文化祭等に県代表として参加する場合は、旅費を補助することができる。

第4条 専門部・支部・定通部の事業費及び運営費は、予算の範囲内で補助することができる。

第5条 繰越金の一部は特別会計に繰り入れることができる。

第6条 専門部・支部・定通部の繰越金の金額は配当事業費金額の50%（1/2）以下とする。繰越金が50%（1/2）を上回った場合は、その上回った金額を県高文連会計に返納する。

第7条 専門部・支部・定通部の次年度配当事業費について金額の変更を希望する場合は、各部長名で10月末日までに申請し、理事会で審議することとする。

附 則

1. この規程は、評議員会の議決によらなければ変更することができない。
2. この規程は、平成元年11月29日から施行する。
3. 平成 4年 6月17日 第1条 改定（会費）
4. 平成 5年10月26日 第1条 改定（会費）
5. 平成 9年 5月16日 第5条 追加
6. 平成13年11月22日 第1条 改定（会費）
7. 平成22年 5月 6日 第1条 改定
8. 平成24年 5月10日 第6条 追加
9. 平成24年 5月10日 第7条 追加
10. 平成28年 5月20日 第1条 改定（会費）